

品川区障害者等相談支援事業実施要綱

制定	平成 19 年 8 月 1 日	区長決定
		要綱 第 1 4 1 号
改正	平成 20 年 3 月 1 日	区長決定
		要綱 第 9 1 号
改正	平成 21 年 3 月 25 日	部長決定
		要綱 第 3 1 0 号
改正	平成 23 年 2 月 28 日	区長決定
		要綱 第 1 8 号
改正	平成 25 年 6 月 25 日	区長決定
		要綱 第 1 3 5 号
改正	平成 27 年 5 月 25 日	区長決定
		要綱 第 4 2 9 号
改正	平成 28 年 3 月 31 日	区長決定
		要綱 第 1 8 8 号
改正	平成 29 年 3 月 13 日	区長決定
		要綱 第 2 2 号
改正	令和 2 年 3 月 3 1 日	部長決定
		要綱 第 7 3 号
改正	令和 3 年 3 月 5 日	区長決定
		要綱 第 4 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号第 7 7 条）および品川区障害者地域生活支援事業実施要綱（法 2 条第 1 項第 1 号）に基づき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言とともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害者等の権利擁護のための必要な援助を行うことを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 障害者相談支援事業は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助に関する業務
- (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務

- (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務
- (4) ピアカウンセリングに関する業務
- (5) 権利擁護のための必要な援助に関する業務
- (6) 専門機関の紹介に関する業務

(基幹相談支援センターの設置)

第3条 基幹相談支援センター（以下「センター」という）は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業の他、権利擁護や虐待防止の取り組みも含め、障害の種別なく総合的・専門的な相談支援を行うことを目的として設置する。

2 設置主体は品川区とし、福祉部障害者福祉課に、その機能を置く。

(センターの業務)

第4条 センターの業務内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域拠点相談支援センターとの連携強化の取り組み
- (3) 地域の相談支援体制の強化の取り組み
 - ・地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導
 - ・地域移行、地域定着の促進の取り組み
- (4) 地域の相談や障害福祉サービス等、障害者支援に関わる人材育成支援
- (5) 権利擁護・虐待の防止
 - ・成年後見制度利用支援事業の実施
 - ・障害者等に対する虐待を防止するための取り組み
- (6) 地域自立支援協議会の運営

(地域拠点相談支援センターの設置)

第5条 地域拠点相談支援センターとは、センターの下、地域の相談支援の中心的な役割を担い、障害者の主体性を尊重しながら中立的な立場に立つ相談支援センターとして、区が指定する以下の事業所をいう。

- (1) 品川区旗の台障害児者相談支援センター
- (2) 品川区東品川障害者相談支援センター
- (3) 品川区南品川障害児者相談支援センター
- (4) 品川区精神障害者地域生活支援センター
- (5) 品川区発達障害者相談支援センター

(地域拠点相談支援センターの業務)

第6条 地域拠点相談支援センターの業務は、第2条に掲げる障害者相談支援事業を基本事業として行い、かつ次に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する相談業務。

(2) 関係機関等との定期的な連絡会の実施および地域の相談支援事業所等との連携および調整。

(3) 区および基幹相談支援センターに対する地域相談支援状況に係る定期的な報告。

(4) 障害福祉サービスに必要となる「障害支援区分」の認定調査。

(5) 基幹相談支援センターとの連携による計画相談支援の定着化。

(事業の委託)

第7条 区長は、前条に掲げる事業の運営を、第5条に規定する「地域拠点相談支援センター」に委託する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成20年3月1日から改訂する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年3月1日から適用する。

この要綱は、平成25年7月1日から改訂する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。